

平成二十一年十月二十九日提出
質 問 第 二 三 号

中央省庁のタクシー使用に関する質問主意書

提出者
竹 内 譲

中央省庁のタクシー使用に関する質問主意書

昨年、中央省庁の公務員が、公費でタクシーを使用した際に運転手から金品や物品を提供されていたことが大きな社会問題となった。政府の発表によれば、金品を授受した職員は十七府省庁・機関の計一、四〇二人にも上った。金品の授受は、国家公務員倫理規程に反する行為であり禁止は当然だが、勤務が深夜になり、タクシーでの帰宅が習慣になっていること自体を、税金の無駄の削減の観点から改善すべきであり、以下、質問する。

一 中央省庁における近年三年間の年度別・省庁別タクシー使用回数と使用金額について、答弁を求める。

二 中央省庁の公務員の超過勤務の原因の一つとして、国会答弁の準備があげられる。前日の夕刻に質問通告がなされる場合が多く、答弁の作成や各省庁との調整等が深夜の作業となる。税金の無駄のみならず、公務員の健康保持のためにも、担当者の勤務時間について、シフト制を導入すべきだと考えるが、政府の見解を求める。

三 タクシーの使用料金・距離・回数の上限定や、タクシー使用の手続き・決済方法の厳格化など、公務員のタクシー使用に関する基準を新たに設けるべきだと考えるが、政府の答弁を求める。

四 国土交通省は、平成二十年の六月二十三日よりタクシーチケットを使用停止し、立替払いを試行した。

この結果、平成十九年度は、一二億六、七〇〇万円も計上されたタクシー費用が、平成二十年度は四億二〇〇万円と六十八%も削減された。同じく環境省も、平成二十年十一月より立替払いを試行しており、十九年度は一億一、五六七万円であったが、二十年度は七、二三六万円にまで減額している。こうした効果に鑑み、全省庁において、タクシーチケットを廃止し、立替払いにすべきだと考えるが、政府の答弁を求めらる。

右質問する。